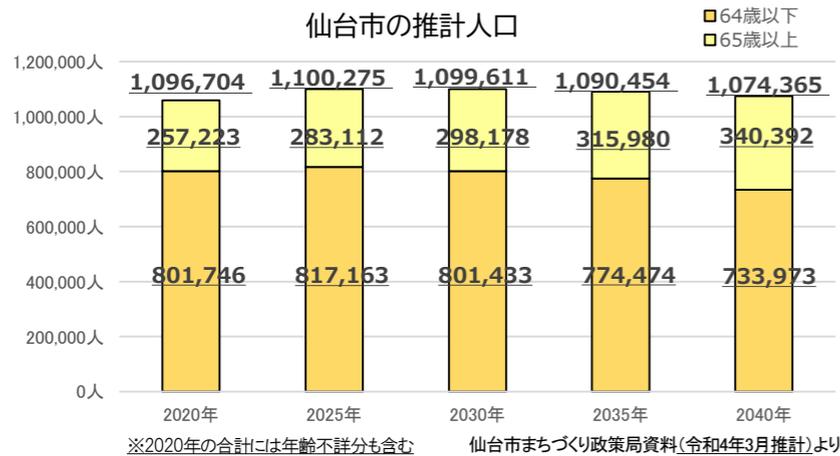


I はじめに

- 宮城県は、令和3年9月9日に「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」(以下「県方向性」という。)を公表した。
- 県方向性では、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合、並びに東北労災病院と県立精神医療センターの合築により、二つの新たな拠点病院を整備することとされている。
- 県方向性の公表以降には、二つの新たな拠点病院の有力な立地先として、本市以外の名取市、富谷市が想定されていることが明らかにされた。また、今後の県及び関係者による協議の内容については、決まった都度公表することは考えているが、その過程について、広く情報を公開することは困難であるとの見解が示されている。
- 県方向性において再編の対象とされた4病院、そのうち特に市内の2病院については、本市の救急医療、周産期医療、災害医療、地域連携支援などに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の対応でも大きな役割を担って頂いている、本市市民にとって大変重要な医療機関である。
- その再編及び市域外移転を想定した県方向性は、本市の医療提供体制に重大な影響を及ぼすものであることから、**令和3年11月15日に**、本市としての考えを示すに至った。
- その後、本市では、令和3年11月29日に市民や医療関係者、学識経験者等で構成する「仙台市の医療提供体制に関する懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置し、4回の開催を通じて、県方向性で示された4病院の再編の方向性や、本市の医療提供体制の現状と課題等について、多岐に亘るご意見を頂いた。
- また、宮城県においては、昨年11月に本市が県方向性に関する考えを示したことを受けて、令和3年12月20日に本市の考えに対する見解を整理することを基本としながら、宮城県議会での議論も踏まえ、「仙台医療圏の4病院の統合・合築に係る宮城県の考え方」(以下「県の考え方」という。)を公表している。
- 本稿は、この間に、懇話会で頂いたご意見や、仙台市議会におけるご議論、そして、市民・医療関係者からの要望等も踏まえ、本市としての考えを追加、修正し、改めて示すものである。

II 現状及びこれまでの経過

- 本市の人口は、令和3年度に行った将来人口推計によれば、**65歳以上の高齢者数は2050年頃まで増加が続く見通し。**



- 本市の医療需要・仙台医療圏の医療需要に占める本市割合は、いずれも増加傾向が続く見込み。



- 再編対象とされた4病院は、いずれも公的医療機関またはそれに準ずる医療機関である。

病院名	設置者	病床数	本市との関係
県立がんセンター(名取市)	宮城県 (運営者:(地独)宮城県立病院機構)	383	・がん制圧拠点として専門的かつ高度な診療機能を確保するとともに、研究所を併設し、がん克服を目指した基礎・応用研究が行われている。
県立精神医療センター(名取市)	宮城県立病院機構	258	・精神医療の基幹病院として、精神科救急システムの中心を担っており、夜間救急病棟内に精神科救急情報センター、精神医療相談窓口を設置。
仙台赤十字病院(仙台市)	日本赤十字社	389	・本市の病院群当番制事業・小児科病院群輪番制事業の参加病院として二次救急医療の中核を担うとともに、総合周産期母子医療センターとして、周産期医療の重要な役割を果たしている。
東北労災病院(仙台市)	(独)労働者健康安全機構	548	・本市の病院群当番制事業・小児科病院群輪番制事業の参加病院として二次救急医療の中核を担う。

- 県は、令和3年12月に「仙台医療圏の4病院の統合・合築に係る宮城県の考え方」を公表したが、詳細な分析や検討はなされておらず、仙台医療圏への影響は不明なままである。

R元.12「報告書」※1	R2.8 公表※2	R3.9「県方向性」	R3.12「県の考え方」
「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現		政策医療の課題解決	
<p>・高度化するがん医療を至適に提供できる診療体制 ・県の責任においてがん医療に特色を持たせた病院</p>	<p>連携・統合</p>	<p>統合 合築</p>	<p>1 救急医療 ・再編後は仙台市外から仙台市内への搬送件数が減少し、仙台市内の医療機関における救急受入能力にもその分余力が生じることが期待され、仙台医療圏全体としてバランスの取れた救急医療体制となる。 ・新病院整備により、仙台医療圏全体として救急搬送時間の短縮が期待できる。</p> <p>2 災害医療 ・大規模災害が発生した場合に備え、広域的な応援体制を構築しておく必要がある。</p> <p>3 地域医療連携 ・新病院が整備されることで、バランスの取れた地域医療連携体制の確保につながる。</p> <p>4 周産期医療 ・総合周産期母子医療センターである仙台赤十字病院が移転することで、バランスの取れた周産期医療体制の確保につながる。</p> <p>5 精神医療 ・精神医療センターの移転・合築は、県内の精神科医療の基幹病院として、精神科救急体制の強化や身体症状を伴う患者への対応力の向上を含め、地域の病院やクリニックと連携しながら、県内の精神医療体制の全体的向上を目指して検討している。</p> <p>6 新興感染症 ・新病院は新興感染症への対応を想定しており、受入体制の拡充を目指す。</p>

※1 「宮城県立がんセンターの今後のあり方に関する報告書」(R元.12: 県立がんセンターのあり方検討会議)

※2 「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現に向けた検討の開始について(R2.8.4: 県記者発表資料)

Ⅲ 今後の進め方に係る考え

- 本市としても、将来に亘り持続可能な医療提供体制を構築するため、宮城県地域医療構想が目指すところである、地域における将来の医療需要に即し、医療機能の分化と連携を進めながら、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図ることは重要であると認識している。
- また、県方向性において再編対象とされた4病院において、それぞれの施設の老朽化や経営的事業等もあることは理解するものである。
- 一方、各病院は、地域において中核的な役割を担う公的医療機関等であり、その合計病床数は約1,600床と、仙台医療圏全体の約10%に相当する規模であることから、本市の医療提供体制における大きな役割を担っている。
- 以下、4病院の再編に関する情報提供のあり方や、関係者による協議の進め方について、本市の考えを示す。

1 これまでの経緯及び県方向性の根拠となるデータ等の情報開示について	2 地域や医療関係者の理解が得られる丁寧な説明について	3 有識者会議等を活用しての慎重な検討について	4 次期宮城県地域医療計画における新興感染症等対策の位置付けについて
<p>この間の議論の経緯、県方向性及び県の考え方にある記載事項の詳細や根拠となるデータ、今後の進め方の方針等について、本市も含めた地域や医療関係者に対し、積極的な情報開示がなされるべきである。</p> <p>県が新年度に予定している仙台医療圏の医療提供体制の現状と課題等に関する調査については、県方向性及び県の考え方との関係を明らかにするとともに、その結果は、関係機関との基本合意の時期に関わらず、速やかに公表すべきである。</p>	<p>今回の突然の公表により、通院・入院する方々、医療関係者や病院に勤務する方々などから疑問や不安の声が上がっていることから、意見交換の機会等を確保しながら、十分な理解が得られるよう、丁寧な説明を尽くすべきである。</p> <p>県においては、今回の再編によって、仙台医療圏の課題をどのように解決しようとしているのか、またその際に医療圏内の人口の7割を占める本市にどのような影響があるのか、自ら市民や医療関係者等に対し、丁寧な説明を尽くすべきである。</p>	<p>今後の検討にあたっては、幅広い分野から有識者を集めた会議等を設け、再編や移転の必要性、課題等について議論するなど、慎重に進めるべきである。</p> <p>政策医療の課題解決に向けては、住民、医療関係者などの理解と協力が不可欠であり、関係者の参画を得ながら、オープンな議論の場を設け、幅広い意見を聴取しながら、その方向性を見出していくべきである。</p>	<p>この間の新型コロナウイルス感染症対応について検証を行い、医療関係者や自治体関係者による議論を経て、次期地域医療計画へ位置付けるなど、新興感染症等への今後の対応を優先して検討するべきである。</p> <p>病院再編の検討にあたっては、新型コロナウイルス感染症による患者の行動変容を踏まえた需要予測や、地域内の医療機能の役割分担、予備病床確保なども十分に考慮しながら進めるべきである。</p>

Ⅳ 各政策医療に係る考え

1 救急医療

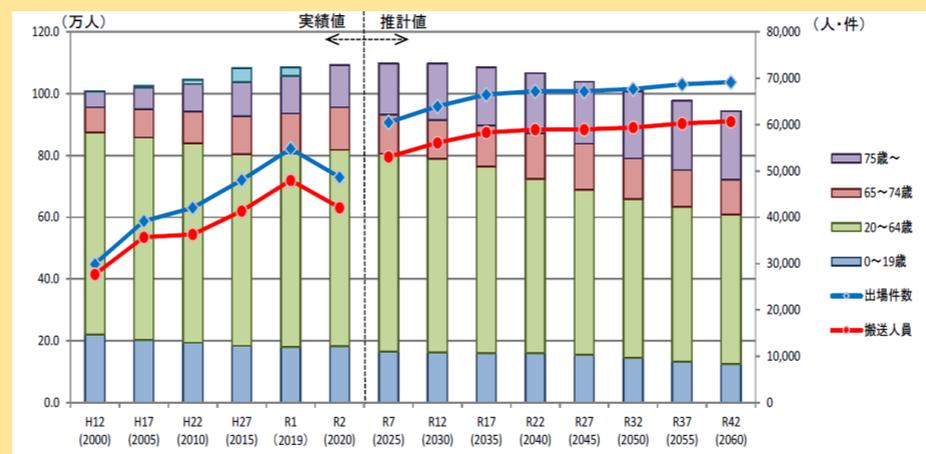
- ①本市に立地する三次救急医療機関では、市外から搬送される重篤患者等の受入も積極的に行っているため、受入患者数の割合により本市に医療機関が偏在しているとするのは適当ではない。
仮に市内2病院が市外に移転し救急受入を行う場合、市外から市内への搬送件数は一定程度減少するものの、三次救急医療機関や専門的な診療機能を有する「特化型病院」への市内搬送は引き続き見込まれるため、両病院の移転による市内の受入能力の縮小の方が大きく、本市内の医療機関に余力が生じる、との県の主張には疑問がある。
- ②現場滞在時間の評価などについて、現状を正確かつ十分に把握した上での検討を行うとともに、想定される再編による影響についての評価も示すべきである。
県の検討においては、仙台医療圏の各消防本部の活動時間の内訳や搬送時間延伸の原因が明確に示されておらず、実態を十分に反映しているか疑問があるため、各消防本部の活動状況の詳細を調査すべきである。
県方向性による病院再編により、本市の救急搬送時間とともに、仙台医療圏全体の搬送時間の短縮が図られるとする根拠を示すべきである。
- ③搬送可能な医療機関が減少する場合、仙台市内の搬送受入への影響が懸念されることから、救急需要の実態と見通しに即した詳細な分析を行い、その上で検討を進めるべきである。
救急医療の搬送時間の短縮には、医療機関の立地だけでなく、応需率の向上や回復期病床の確保などの課題解決も必要であり、その解決に向けた考えや具体的な方策についても示すべきである。
また、仙台赤十字病院及び東北労災病院は、本市の病院群当番制事業の中で、初期救急医療体制における役割を担っているため、それらに与える影響についても詳細な分析を行い、その上で検討を進めるべきである。

救急出場件数の内訳

	管内人口 (H31.3.31)	救急出場件数 (令和元年)	1万人あたり 救急出場件数	救急隊1隊の 平均年間出場件数
宮城県	2,293,195 人	112,997 件	492.7 件	1,153 件
仙台市以外	1,234,506 人	58,181 件	471.3 件	808 件
仙台医療圏	1,507,615 人	75,671 件	501.9 件	1,682 件
仙台市	1,058,689 人	54,816 件	517.8 件	2,108 件
仙台市以外	448,926 人	20,855 件	464.6 件	1,098 件

令和元年宮城県高齢者人口調査、宮城県「消防防災年報」、全国消防長会「消防現勢」より

仙台市の人口・救急出場件数・救急搬送人員数の将来推計(仙台市消防局)



4病院再編後の仙台市内の患者の流れ(予測)

	黒川地域 消防本部	名取市 消防本部	あぶくま 消防本部	計
令和元年の 仙台市への搬送件数	2,776件	2,256件	1,560件	6,592件
うち三次救急病院 への搬送件数(※1)	396件	855件	648件	1,899件
うち特化型病院 への搬送件数(※1)	520件	404件	426件	1,350件
再編後の本市への 搬送予測件数(※2)	916件	1,259件	1,074件	3,249件

市内(労災+日赤)の救急搬送受入能力 ⇒ 5,866件減少
市外から市内への搬送件数 ⇒ 約3,300件減少

労災・日赤が市外移転した場合、5,866件の救急搬送受入能力が本市内から減少する一方、本市外から市内への搬送件数の減少は3,300件程度に留まる。(本市試算)
⇒「移転により市内の医療機関の余力に繋がる」との県の説明には疑問あり

※1 令和元年の実績値であり、再編が行われても引き続き同程度の仙台市への救急搬送が予測される。
※2 この他に市境の病院への救急搬送も見込まれることから、実際の仙台市への救急搬送はこの予測値を上回ることが想定される。

IV 各政策医療に係る考え

2 災害医療

災害拠点病院については、地域の人口分布や、都市部特有の災害や事故、テロなどのリスクを考慮の上、適切な配置に向けた検討がなされるべきである。

	人口(人)	割合	地域災害拠点病院数	割合
宮城県				
仙台市	1,096,222	48.0%	6	40.0%
仙台市以外	1,188,604	52.0%	9	60.0%
合計	2,284,826	100.0%	15	100.0%
仙台医療圏				
仙台市	1,096,222	71.3%	6	75.0%
仙台市以外	441,519	28.7%	2	25.0%
合計	1,537,741	100.0%	8	100.0%

宮城県推計人口(令和4年2月1日)、第7次宮城県地域医療計画より

3 地域連携支援

①2病院は、近隣の診療所と連携し、また多数の地域住民に利用され、地域の医療提供体制を支えていることから、地域住民の健康と安心に対する不安についても十分考慮し、丁寧な説明がなされるべきである。

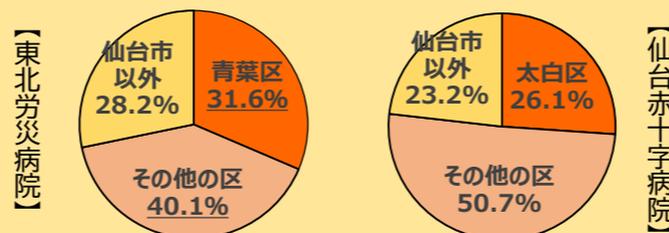
地域医療は、病院と診療所、介護施設、訪問介護事業所などとのネットワークによって成り立っており、地域への丁寧な対応が求められるとともに、病院再編の検討にあたっては、公共交通でのアクセスを考慮するなど、患者や地域住民の目線から影響を慎重に評価すべきである。

②宮城県地域医療構想では、仙台医療圏において回復期病床が不足すると見込まれており、確保に向けた方向性と、そのための方策が具体的に検討されるべきである。

「県の考え方」では、後方病床の確保の重要性が謳われているが、市内の救急医療体制にも影響を与える「回復期病床」の確保・充実に向けて、具体的な方策や更なる支援策を併せて示すべきである。

③地域医療における様々な主体によるネットワークが維持されるためには、地域医療支援病院の持続的な経営のもとに、必要な医療機能が確保される必要があり、中核である病院が抜けると、ネットワークの維持が困難になるため、その影響を踏まえた検討が必要である。

病診連携登録医療機関の割合



市区町村別医療機関数(2019年)

	医療機関数	うち病院		医療機関数	うち病院
青葉区	366	24	名取市	51	4
宮城野区	131	10	岩沼市	31	5
若林区	99	5	亶理町	22	0
太白区	168	9	山元町	6	1
泉区	161	8	上記計	110	10
仙台市計	925	56	利府町	17	2
富谷市	25	3	松島町	4	1
大和町	15	1	塩竈市	41	4
大郷町	3	0	多賀城市	37	1
大衡村	4	0	七ヶ浜町	6	0
上記計	47	4	合計	1,187	78

厚生労働省「医療施設調査」より

6 新興感染症

- ①新型コロナウイルス感染症への対応についての十分な検証・評価や、今後の新興感染症対策の検討を優先するべきである。
- ②全県を視野に入れた結核病床の配置の見直しもなされるべきである。

4 周産期医療

①市内の分娩件数の推移など、出生の現状や見通しを十分に踏まえながら周産期医療体制の確保について検討がなされるべきである。

市内の分娩施設が減少している中において、仙台赤十字病院の移転は、他病院での分娩の受入など周産期医療体制への影響のみならず、本市における妊娠・出産期の子育て支援への影響も大きいと見られ、それらの状況について十分考慮し検討すべきである。

②新生児や妊婦の救急対応などに係る現状や見通しと、仙台赤十字病院が担っている機能を十分に踏まえた検討を行うべきである。

仙台赤十字病院が担う三次医療施設としての機能は継続が必要であり、地域周産期医療体制を再構築する場合には、新生児集中治療室の必要数などについて詳細な分析を行い、検討すべきである。

新生児の救急搬送数(仙台市消防局調べ)

	平成30年	令和元年	令和2年
宮城県	220人	236人	204人
仙台市 (県内に占める割合)	89人 (40.5%)	104人 (44.1%)	91人 (40.6%)

本市における妊娠・出産期の子育て支援

本市における妊娠・出産期の子育て支援において、仙台赤十字病院は大きな役割を果たしている。

(1) 助産制度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施施設は、東北大学病院、仙台赤十字病院、仙台市立病院、仙台医療センターの4か所 ・利用状況 R2仙台市全体 84件(うち仙台赤十字病院は約4分の1)
(2) 特定妊婦の分娩	<ul style="list-style-type: none"> ・経済環境や家族状況等により子どもの養育について支援が必要な妊婦の分娩 ・R2仙台市全体 182名 うち太白区 40名(太白区のうち仙台赤十字病院は約3割)
(3) 産後ケア実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てできる支援を実施 ・仙台市 12施設 うち太白区 3施設(太白区の施設中で宿泊型の受入れの多くは仙台赤十字病院が担っている)
(4) 未受診妊婦の受入先確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の未受診や、健診・分娩をする施設を見つけれない妊婦の受入先支援 ・仙台医療圏は東北大学病院と仙台赤十字病院が受入先をコーディネート

5 精神医療

①現に通院・治療している患者へはどのように説明し、対応するのか、また、そのような患者への影響についてどのように考えているのかを明確に示す必要がある。

現在の立地において、長い時間をかけて築かれてきた、病院と地域が一体となった精神科医療体制や治療環境が失われ、多くの患者に影響が及ぶことが懸念される。

②仮に県立精神医療センターが県南部から移転した場合、全県の均衡という観点から、県内の精神科医療体制をどのように構築するのかを明らかにするべきである。

県立精神医療センターは精神科救急のみならず、本市以南の地域における基幹的病院の役割を果たしているとともに、急性期の治療にも大きな役割を担っていることから、仮に移転すれば、同地域にこうした役割を担う病院が存在しなくなる。

③身体症状を伴う患者への対応力を向上させるために、同一医療機関ではない施設を合築するという構想は、解決すべき問題も多岐に亘ることから、効率的な診療が可能であるか現時点では不明である。

④県は、移転合築で全県からのアクセスの利便性の向上を図り、救急機能を強化することとしているが、精神科救急においては、移送時間以上に移送手段や受け入れ側の準備体制にかかる課題があることから、地理的な要件のみを考慮し、現地から遠隔地へ移転させることには疑問がある。

V まとめ

- 県方向性については、情報提供のあり方や検討の進め方について疑問がある。また、各政策医療分野の現状、課題等の認識についても疑問な点や不明確な点が少なくない。
 - 再編の対象とされた医療機関が、本市の医療提供体制に果たしている役割の大きさを考えれば、このような状況のまま、関係者のみの協議により検討が進められることについては容認できない。
 - 本市市議会でも10月12日に、県から本市に対する積極的な情報提供を行い、市民・県民、医療関係者などの声に真摯に耳を傾け、熟慮の上、慎重に判断することなどを求める決議がなされている。
 - 県は、県民、市民の生活に大きく影響する4病院による2つの枠組みを自ら提案して協議を進めようとしており、これらについて県民、市民の理解が得られるよう、主体的に取り組むべきである。
 - 本市をはじめとする関係自治体や、幅広い分野の有識者を交えた検討体制を設けるなど、開かれた議論を通して検討を進められるようお願いしたい。
-
- 令和3年12月20日に示された県の考え方においても、今回の再編に至った経緯や、根拠となるデータが示されておらず、再編が本市を含む仙台医療圏に及ぼす影響を及ぼすのか、また、政策医療の課題解決に資するものとなるのかといった点が、未だ明らかになっていない。
 - 県は新年度に、新病院整備に向け、仙台医療圏の医療提供体制の現状と課題について調査分析を行うこととしている。
 - 本来はそのような調査分析を行ったうえで、地域の住民や医療関係者の方々との十分な意見交換を踏まえて再編方針を示すべきである。そのような過程を経ないまま、病院の組み合わせや立地先を示したことが、関係者の間に不安や疑念を抱かせる原因となっている。
 - したがって、県においては、新年度実施の調査分析については、基本合意後や年度末のタイミングではなく、調査の進捗に応じて随時、成果を公開し、県民・市民に丁寧に説明していくべきである。
 - 各政策医療に亘る影響について本市として様々な検討を重ねてきたが、現時点において、特に以下の2点については、重大な懸念を抱かざるを得ない。
 - 救急医療に関して、県は今回の再編により、本市はもとより仙台医療圏全体の救急搬送時間短縮が期待できると主張しているが、それを裏付ける具体的な根拠は示されていない。各消防本部の搬送の実施状況や、三次救急医療機関等への市内搬送状況など、救急医療の現場の実態を十分に踏まえたうえで、調査・検討を進めるべきであり、現時点では市内2病院の移転により本市の救急医療体制の負荷が増加する可能性が否定できない。
 - 精神医療に関して、県は東北労災病院と県立精神医療センターの移転合築により、精神科救急の強化として全県からのアクセスの利便性の向上と、身体症状を伴う患者への対応強化を図るとしている。しかしながら、精神科救急においては、移送時間以上に移送手段や受け入れ側の準備体制にかかる課題が大きい。加えて、現地から遠隔地への移転については、現在通院している患者に重大な影響を与えるとともに、すでに構築されている精神医療体制のバランスを崩すことが想定される。また、これまで長い間築いてきた病院と地域が一体となった治療環境の喪失につながる深刻な問題である。一方、身体症状を伴う患者への対応力向上については、一定理解するものの、同一医療機関ではない施設を合築するという構想は、解決すべき問題も多岐に亘ることから、効率的な診療が可能であるか現時点では不明である。以上のことを勘案すれば、県立精神医療センターの遠隔地への移転や合築の合理性については、大きな疑問がある。
 - また、次の2点についても、本市ならびに仙台医療圏への影響が明確に示されておらず、再編の効果について、現時点では評価できる状況にはない。
 - 地域医療連携については、地域医療は、病院、診療所、介護施設、訪問介護事業所などとのネットワークによって成り立っており、その中核である病院が抜けた場合には、地域における医療体制の維持が困難になる恐れがある。
 - 周産期医療については、仙台赤十字病院の移転は、市内の分娩施設が減少している中にあって他病院での分娩受入体制の確保ができるのか、また、三次医療施設としての機能がどのように確保されるのか、といった点が不明である。
 - 本市の人口は、仙台医療圏内の7割を占め、この割合は今後も増加することが見込まれることから、仙台医療圏内における本市医療需要が占める割合も増加が続く見通しであり、本市の医療提供体制は、医療圏全体に対しても大きな影響を与えるものである。
 - 県においては、これまで示した本市の考え方を十分に踏まえて頂くとともに、住民や患者、医療関係者の様々な不安や疑問を真摯に受け止め、十分な説明や納得のもとに再編にかかる検討を進めることを強く求めるものである。
 - 県方向性が示されてからこの間、懇話会でのご意見や仙台市議会でのご議論、市民からのご要望など、幅広いご意見、ご要望を頂く中で、本市の医療提供体制に関する様々な課題もご指摘頂いた。
 - 今後、さらに高齢化が進み、医療需要の増加が見込まれる中にあって、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図り、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保することは極めて重要である。本市としても、医療や介護をはじめとした多職種が連携する地域包括ケアシステムの更なる推進や、市民の皆様のそれぞれの症状に合わせた適切な医療機関の受診に向けた取り組みなど、主体的に取り組む必要があることを改めて認識したところである。
 - 本市では、新年度に、市内の医療機関等の調査を行うとともに、有識者で構成する「(仮称)仙台市域の医療のあり方に関する検討会議」を設置し、ご検討を頂き、本市の医療に関する現状把握と課題整理を行う予定である。
 - そのうえで、課題解決に向け、本市として取るべき必要な施策等について検討を進めてまいりたい。
 - 併せて、本市の医療提供体制にかかる課題は、仙台医療圏の課題と深く関連するものであることから、次年度県が行う調査・検討等と情報共有するなど、県とも連携を図りながら進めていく所存である。さらに、今後の次期宮城県地域医療計画の策定に向け、適時適切に意見を示してまいりたい。